

京都市訓令甲第 11 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

目次中「第14条」を「第13条」に、「第15条～第19条」を「第14条～第18条」に、「第20条～第24条」を「第19条～第23条」に、「第25条」を「第24条」に改める。

第2条第6号オ中「に規定する第1類事業所」を「別表第1第1類の項に掲げる事業所」に、「、センター等」を「及びセンター等並びに美術館」に改め、「中央卸売市場第二市場」の右に「、南部クリーンセンター」を加え、同号カ中「に規定する第2類事業所（福祉事務所を除く。）及び第3類事業所」を「別表第1第2類の項及び第3類の項に掲げる事業所（福祉事務所を除く。）」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 課長等 課等の長（課を置かない室、美術館、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場及び元離宮二条城事務所にあつては副室長又は庶務を担当する課長若しくは担当課長、南部クリーンセンター、子育て支援総合センターこどもみらい館及び東京事務所にあつては庶務を担当する次長、会計室、歴史資料館及び第二児童福祉センターにあつては次長、桃陽病院にあつては事務長）をいう。

第5条第2項及び第6条第2項中「総合企画局デジタル化戦略担当局長」を「総合企画局プロジェクト・デジタル化戦略担当局長」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第3章中第15条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第19条中「若しくは農業委員会事務局」を「、農業委員会事務局若しくは固定資産評価審査委員会事務室」に改め、同条を第18条とし、第4章中第20条を第19条とし、第21条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

第25条中「総合企画局デジタル化戦略担当局長」を「総合企画局プロジェクト・デジタル化戦略担当局長」に改め、第5章中同条を第24条とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(総合企画局デジタル化戦略推進室)